

平成 29 年度政策討論会全体会議 要点記録

日 時 平成 30 年 4 月 18 日 (水)
午前 10 時～午前 10 時 30 分

場 所 第 1 委員会室

出席者 座 長：雪本清浩
副 座 長：友永 修

第一分科会：岡林憲二〔座長〕 今口千代子〔副座長〕
金子拓矢 南佳代子 井上 博 前田将臣
米田貴志 井上源次 稲田悦治

第二分科会：鳥野隆生〔座長〕 岸田 厚〔副座長〕
澤田和代 井舎英生 友永 修 桑原佳一
河合 馨 池内矢一

第三分科会：池田啓子〔座長〕 反甫 旭〔副座長〕
岩崎雅秋 京西且哲 松本妙子 雪本清浩
鳥居宏次 中井良介 宇野真悟

【要点】

○座長

ただいまから、『平成 29 年度 政策討論会 全体会議』を開催します。議員の皆様におかれては、昨年 7 月より 3 つの分科会に分かれ、それぞれのテーマについて活発な議論をいただきまして、本当にご苦労様でした。

本日の全体会議は、代表者会議で定めた『政策討論会にかかる確認事項』に基づきまして、各分科会で作成いただきました提案（言）書を発表し、お互いに意見交換をするために開催するものです。

まず、全体会議の開催にあたり、先にお諮りしたいことがあります。全体会議の進め方についてですが、事前にお配りしております提案（言）書に基づき、分科会ごとに座長が報告した後、その都度、全員で意見交換を行いたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なしの声）

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず、第一分科会座長から、『各地区市民センターの運営につ

いて』ご報告をお願いします。

○第一分科会座長

テーマは『各地区市民センターの運営について』という内容で政策討論を行ってまいりました。

それでは、第一分科会のまとめをご報告させていただきます。

【各市民センターの概要】

東岸和田市民センター・山直市民センター・春木市民センター・八木市民センター・桜台市民センターの5か所設置されている。

市民コミュニティ活動の拠点施設として、サービスセンター・図書館分館・地区公民館の機能を併せ持つ複合施設で、主な事業としては、市民センター管理事業で施設の管理運営、学級講座等運営事業で様々な学習の機会や場所の提供、また、地域の生涯学習の場として貸館業務も行っている。

図書館運営事業では本館を中心に旭図書館・山直図書館・春木図書館・八木図書館・桜台図書館の各分館が相互に連携して図書館の運営をしている。

サービスセンター事業では市役所の出先機関として戸籍や住民票及び証明書等の交付、住民異動届並びに戸籍の届け出の受付、国民健康保険やこども医療等の申請の受付などの窓口業務を行っている。

市民センターは、一つの行政の総合的な窓口として、多くの機能を兼ね備え、市民センター事務やサービスセンターの取り扱う事務など、日頃からたくさんの市民の方に利用されている。

さらに市民センターは災害時の避難場所として地域の防災の拠点として災害に備えている。

【市民センター】

複雑化した社会生活の中で、利用者が望んでいる利便性の高い役割機能を果たし、高齢者をはじめ多くの市民の総合的な窓口相談をスムーズに対応するとともに、市民が、本庁まで来なくても市民センターでサービスを受けることができるように利便性を向上させる必要がある。

(サービスセンター)

施設によって利用者の多いところと少ないところがある。概ね10名で統一されている人員配置を調整する必要がある。

サービスセンターでは多種多様な業務がされているが市民に業務の内容について周知されているのか、それと徹底した周知に向けてどんな方法があるのか。

市民の方々に最寄りのサービスセンターでどのようなサービスを受けることができるのかをアンケートを行うなどのPR活動をする必要がある。

(図書館)

図書貸出数に対する職員数の割合が各館ごとにバラつきがあるので平準化する必要がある。

図書館利用の登録者数が少ないので増やす方法として、図書館利用者の利用状況を把握して新たなサービスに対応できるようにして図書館の利用者数を単に図書の貸し出しを中心とするだけでなくそれ以外の利用方法を作り出してもっと多くの市民に利用してもらうようにすべきではないか。

(地区公民館)

施設の有効利用の方策を考える必要がある。

地区公民館はセンター長管理のもと生涯学習の拠点として定期講座・登録クラブ・自主学習グループなど多くの人が活動し効果的なふれあいの場所である。また貸館としても運営されているが、登録クラブとして使用するには一定の人数・利用回数を経てクラブ登録となり公民館の稼働率も年間を通して、登録クラブが会場を押さえるので、一般の方が利用できる空き室が少なくなるので、稼働状況を注視する必要がある。

一般の地区公民館については、地区の町会長が運営協議会を開催し、地区の役員、また利用者の代表などで予算、内容についての協議をされ運営をしているが、長年一定の利用者のローテーション使用であり地域住民全体の活動場所としての広がりが見られない点や青少年のコミュニティの場所としての利用も最近は減ってきているので公民館としてのあるべき姿について問われている。

公民館の利用者を増やすには使用規約を柔軟にし、更に門戸を開いていく必要がある。

このような幅広い意見が出ましたので、出来る限り取り入れてまとめました。以上です。

○座長

報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見等があれば、ご発言をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、第一分科会の報告については以上としたいと思います。

次に、第二分科会座長から、『公共交通のあり方について』ご報告をお願いします。

○第二分科会座長

第二分科会では、『公共交通のあり方について』の提案書としてまとめさせていただきました。

それでは、第二分科会のまとめをご報告させていただきます。

【テーマ】

公共交通のあり方について

【主 旨】

本市内の公共交通状況で、20 年以上公共交通の空白地域（町会）が存在する。少子高齢化、人口減少の進んでいる状況下において、公共交通の現状と問題及び今後の対応策が必要であることについて、政策討論を行いました。

【本市の課題】

高齢者ドライバーの運転による交通事故が多発し社会的問題として取り上げられており、運転免許証を返納する高齢者が増えている。今後、さらに高齢化が進み返納者が増えていけば、交通弱者の増加は間違いないと考えられる。

通勤通学や余暇の移動手段として利用される公共交通と高齢者・障害者・病人等の移動手段として利用される公共交通の考え方がある。それぞれ環境を充実するために必要な対策については、大きな違いがある。現状、喫緊の課題は后者であり、交通弱者の移動手段をどう確保するのかである。

利用者の違いだけでなく地域によっても状況が大きく違う。山間部における路線バスについては、利用者も少なく赤字路線となっている。しかし、利用者にとっては、いつ廃止されるかわからないという現状により不安が募っている。今後の運行のあり方等を検討し不安の解消への対策が必要である。

路線バスを利用したくても、バス停までの距離が非常に遠く高齢者にとっては大きな問題になっている。また、運賃の問題もある（ローズバスと比較してしまう）。

ローズバスについては、路線の変更も検討すべきである。人口密度の高い地域とそうでない地域の2系統など検証が必要ではないか。また近隣市町との連携は可能か。

【本市の課題解決の提案】

まちづくりとの連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワーク

の再構築を検討しなければならないと考える。岸和田市内の移動については、幹線機能を有する路線バスでの移動が基本である。しかし、市の財政は厳しい状況下であり、公共性を確保しながらもアクションプランをベースに、本市主導の下『市民・行政・交通事業者等』の三者が考える交通手段の確保と実態に即した取り組みが、今後一層重要ではないかと考えられる事から以下の通り提案します。

地域のニーズに合ったローズバスの運行を実施するため、地域主体で様々な世代等から幅広く公平な意見を聞き、課題解決の対策を検討すべきと考える。例えば、民間の病院や大型施設等に広告掲載の依頼が出来ないか、また可能ならば、各施設からシャトルバス等の運行を協力してもらえないのか検討してはどうか。

山間部や過疎地域など路線バスが困難な地域については、料金など一人当たりの負担が大きくなるので、路線バスという移動手段だけではなく、地域住民同士の乗り合いバスやデマンドタクシー等を検討してはどうか。

- ・ N P O、有償輸送サービスが主体となって車両・運転手の手配など運行を担い、地域住民が利用者確保などの運営を担う。そのような運行システムに行政が側面から支援する。
- ・ 市民と行政によるコミュニティバスをモデルケースとして試験運行し、具体的な課題・問題点を抽出してみてはどうか。
- ・ 市内を6分割し、各分割内の運行と6分割を接点で結び市内全域に交通網が確立できるような経路の検討。

南海ウイングバス事業者に、採算性と利便性を考慮した上での公共交通の「経営プラン」の作成を依頼し、市民、行政の共生した対応策を考えてみてはどうか。

隣接他市と跨った境界路線の相互乗り入れ交通網の利用促進を検討してはどうか。

以上の内容でとりまとめました。

○座長

報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見等があれば、ご発言をお願いします。

○A議員

一点確認させていただきたいのですが、主旨のところで「20 年以上公共交通の空白地域がある」と言われておりましたが、市街地整備課長から説明を受けた時、タクシーがあるので岸和田市内で公共交通の空白地域は無いと説明されておりました。このような行政の考えを認識したうえでの表現なのでしょうか。その点、もう少しお聞かせください。

○第二分科会座長

これについては、タクシーがある事を分かったうえで討論を重ねた結果、こういう表現になったという感じですね。確かに行政側が言うように、タクシーを利用すれば空白地は無いということかも知れませんが、タクシーの運賃なども考慮し、まとめたものです。

○A議員

行政側からそういった説明を受けて認識したうえでの内容だということであれば、市民感覚的には空白地域ということが言えるかと思いますので、私は理解しました。

○B議員

これまでも分科会では公共交通にタクシーが入るかとの議論はあったんですが、一般的にタクシーは誰でも乗れるから公共交通だと行政は言うんですが、一般市民からすると、公共交通と言われると、電車やバスという類になるんじゃないか、市民感覚では、タクシーは公共交通とはちょっと離れていると思います。確かにその議論はあったんですが、あえてバスの走っていない地域を空白地域としました。以上、補足として申し上げます。

○C議員

ご説明ありがとうございます。バス停までの距離が非常に遠いという文言があったのですが、久米田駅周辺では、乗り換えるバス停とバス停との距離も遠いところがありますし、久米田駅までの距離も結構遠いので、バス停までの距離だけではなくて、乗り換えのバス停や鉄道の駅までも距離があるので、今後のまちのあり方についても検討していただきたいと要望させていただきます。

○座長

この件については、提案（言）書に修正せず、このままの内容でよろしいですか。

○A議員

まあ、理事者が言ってる事と議会の言ってることが違っているので、文章として残すのでどうなのかと思うところもありますが、そういった事を認識したうえでのことですので、別にこのままで結構です。

○座長

それでは、このまま修正・加筆もする必要なしでよろしいですか。

○B議員

「タクシー以外」としたらどうですか。

○第二分科会座長

B議員からありました、「タクシー以外」という表現にしたいと思いますがいかがですか。

○A議員

「電車やバス」という方が良いのでは。理事者の公式な見解ではタクシーも公共交通としているので、岸和田市には空白地が無いと言っているのであって、議会として本日の全体会議の議事録を残しますから、その点を言っておこうと思いましたが、それらを分かっててまとめられているのであれば、そのままでも構わないです。

○第二分科会座長

では、このままの内容とさせていただきます。

○座長

他に、ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、第二分科会のまとめについては以上としたいと思います。次に、第三分科会座長から、『市街化調整区域におけるコミュニティの維持について』ご報告をお願いします。

○第三分科会座長

それでは、第三分科会のまとめをご報告させていただきます。

テーマは、『市街化調整区域におけるコミュニティの維持について』です。

本市のまちづくりは岸和田市都市計画マスタープランを基本に進められています。市街化調整区域は田園区域・農業振興ゾーンに位置付けられ、住宅系用途や産業系用途を制限していることから少子高齢化の進行が早く、地域から子ども達の声が消えることが想定されています。

岸和田市人口ビジョン（平成28年2月）で示されたコーホート要因法による人口予測では、東葛城小学校区の0歳から11歳人口が16年後に0人に、また山滝小学校区は12年後に0人になると予測されています。

この様な現状において、地域のコミュニティをどの様に守っていくのかについて討論を重ねたところ、下記の3つのテーマが議論の中心となりましたのでここで取り上げます。

1、住宅系の建設制限について

2、学校のあり方について

3、内畑町の産業集積地域等のあり方について

小学校が地域コミュニティの核となっていることから、東葛城小学校の存続に向けて地元が小規模特認校の指定を目指す決断をしました。

については、東葛城小学校をモデル地区に位置付け、行政として積極的に支援すべきと考え、次の通り提言します。

【提言】

1、住宅系の建設制限について

岸和田市都市計画マスタープランの改定は 5 年後であることから用途の変更は難しいため、都市計画法第 34 条に提案基準を追加すること。

医療を受ける環境、買い物のしやすさ、通勤通学の交通利便性を兼ね備えた住み心地の良い地域にすること。

2、学校のあり方について

小規模特認校として魅力・特色を明確にすること。

都市計画法第 34 条第 14 号による岸和田市提案基準の提案基準 2 のうち「基準世帯は、線引き以前から又は 20 年以上前から生活の本拠を有する世帯」とあるが、特認校に転校してきた世帯の住宅も追加すること。

3、内畑町の産業集積地域等のあり方について

都市計画マスタープランで指定した道路に「国道旧 170 号線」を追加すること。

市街化調整区域における幹線道路沿いの住居や工場の建築の規制緩和をすること。

以上でございます。

○座長

報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見等があれば、ご発言をお願いします。

○B 議員

「2、学校のあり方について」のところですが、「特認校に転校してきた世帯の住宅も追加すること」とありましたが、一つの考え方として校区の枠を外して、どこからでも通学できるようにするという意味合いもあると思うのですが、その場合、東葛城地区以外から通学している世帯も地域の世帯に含むということですか。それとも世帯ごと引っ越してくるという意味ですか。

○A 議員

特認校をどうのこうのという議論ではなく、市街化調整区域のコミュニティをどう守っていくかという議論なので特認校として東葛城小学校に、例え

ば、久米田地域の方が通学してきた時に、十分納得されて東葛城地域に住みたいと思われて引っ越してこられるようなことも有りうるように整備をしていくべきではないかということです。

○B議員

はい、わかりました。

○座長

他に、ありませんか。

(なしの声)

以上で、各分科会からのご報告と意見交換が終了しましたが、この際、分科会や全体会議のあり方などについて何かご意見等があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

(なしの声)

それでは、これもちまして、『平成 29 年度 政策討論会 全体会議』を閉会します。